

9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月24日（火）午前10時～10時27分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、富永 茂巳、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（17人）
4. 欠席委員 野村 文雄（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 令和7年度宇部市農業施策に関する要望について

第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、9月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は1名となっています。野村委員からは事前に連絡をいただいています。
なお、大草委員からは事前に遅れる旨の連絡がありました。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項28件及び報告事項2件となります。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 : それでは、これより議事に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 : 議案書は 1 ページの西岐波地区の議案、26 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 : 西岐波地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。

(大草委員入室 10 : 03)

(質問、意見なし)

議 長 : 西岐波地区よろしいですか

村田委員 : はい。問題ありません。

議 長 : 採決に入ります。西岐波地区の 1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 : 全員賛成ですので、26 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局 : 議案書は 3 ページの厚東地区の議案、27 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 : 厚東地区の 1 件について、質問、意見等ありますか。

こちらの田は荒れているところですか。

河村委員 : いえ、草刈りを行い保全管理されており、いつでも水田として耕作が出来る様な状態です。また、県道の直ぐそばで自宅の目の前です。

ただ、ちょっと気になるのが売買の価格です。100 万で購入されるという事ですが、●●という山奥でこの価格は少し高く感じるのですが、相場的に妥当なのかどうなのかが気になります。

議 長 : 条件等によって様々とは思いますが、私の近所の人で田んぼを 100 万で購入されたという話も聞いている。

事 務 局 : 譲受人から、農地の購入にあたり土地価格の相場について相談を受けましたので、県から出されている取引事例の事例書に記載されている価格をお示ししましたが、売買価格自体は当事者間で決めることですので、その後は当事人同士にお任せしました。以上です。

議 長 : はい。ありがとうございます。

大草委員： すみません。このお二方はご親戚ですか。そうであれば、１００万はありうると思います。

河村委員： 自宅は隣同士ですが、親戚かどうかは不明です。

大草委員： 相続等が関係してくると、親族間でその土地等を引き継いでいくために、少し高めの額を親族の中でぐるぐると回しているということもあるのかなあとと思います。

議 長： そういうこともあり得ますね。
また、事務局から報告があったように、これ位が相場とも考えられます。
まあ、家の近くですから、やり易いでしょう。

それでは採決に入ります。厚東地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、２７番は、許可します。
次に、議案第２号、農地法第４条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は５ページの西岐波地区の議案、１０番について説明します。訂正表にありますとおり、地目および全体面積に訂正があります。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい、問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１０番は、許可します。
次に、議案第３号、農地法第５条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は７ページから２４ページの東岐波地区の議案、７５番から８３番まで９件あります。９件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 東岐波地区の９件について、質問、意見等ありますか。

原野委員： ●●●●●さんが入っているんですけど、過去にも随分出ている様ですけど、それらの進捗状況が少し分かれば教えていただけますか。

事務局： あまり古いものは即答できませんが、令和4年以降については、許可後3ヶ月、1年、2年という風に完了するまで報告いただく様にしております。
また、提出がないものについては、年何回か催促して提出していただくようにしています。以上です。

原野委員： なかなか難しいとは思われますが、進捗状況の感じとしては、遅れなく進んでいるような感じですかね。

事務局： 大体、許可後1年以内に完了という事で申請が出ているんですが、極稀に資材調達の遅れにより事業が遅れてきているものもありますが、概ね申請どおりに事業実施されているように思われます。以上です。

議長： はい。ありがとうございます。

大草委員： 太陽光設置の件数が多く見れますが、次回から太陽光発電設置に関する要領が適用されるため、駆け込みで多く出されているということですかね。

議長： そういったことも考えられます。

事務局： 大草委員が言われた通り、先程の進捗状況も含めてですが、駆け込みで出されているのではないかという風には感じられます。

議長： ●●●●●さんは太陽光パネルの在庫をかなり抱えていらっしゃるという話も聞こえてきていますので、「駆け込み」ということありえるかなと想像しております。

それでは、東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい、問題ありません。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の9件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、75番から83番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページから30ページの西岐波地区の議案、84番から86番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい、問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の３件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、８４番から８６番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は３１ページから３６ページの旧市地区の議案、８７番から８９番まで３件あります。３件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の３件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい、問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の３件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、８７番から８９番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は３７ページの厚南地区の議案、９０番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の１件について、質問、意見等ありますか。
こちらは、以前の炭鉱の上ではないでしょうか。

河崎委員： 蓮田の跡で、周辺は住宅です。

議 長： わかりました。
では厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい、問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、９０番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は３９ページの楠地区の議案、９１番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 楠地区の１件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議長： 楠地区よろしいですか

壹岐委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。楠地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、９１番は、許可します。
次に、議案第４号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は４１ページから５２ページの議案、４７番から５２番までの６件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問、意見なし）

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第５号、農用地利用集積計画（案）の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は５３ページから５６ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

（質問意見なし）

議長： 厚南地区の委員さん、よろしいでしょうか。

河崎委員： はい、問題ありません。

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、令和7年度宇部市農業施策に関する要望について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、57ページ、58ページです。
6月、7月にいただきました意見を、市への要望としてまとめたものです。
11月に市長へ提出される予定です。
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は59ページから62ページまでです。小野地区および万倉地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
次に報告第2号、議案書は63ページ、64ページです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、9月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:27)